

# 都市公園施設長寿命化計画

令和5年 1月 改定

愛知県津島市建設産業部都市整備課

## 1. 都市公園整備状況

(平成 29 年 1 月 1 日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
12ヶ所	30.51ha	4.8 m <sup>2</sup> /人

## 2. 計画期間 [平成 30 年度～平成 39 年度 (10 箇年)]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
7	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	12

### ②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園 (公園又は緑地)」を設定する。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
138	225	168	67	3	24	58

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1743	0	80	2506

### ②これまでの維持管理状況

- ・東公園以外の 11 公園の施設全般については、委託する業者が日常点検を実施。
- ・東公園以外の 11 公園の遊具については、委託する専門業者が年 1 回の安全検査、年 2 回の保守点検を実施。
- ・東公園の施設全般については、指定管理者による週 1 回の日常点検の実施。また、遊具については、委託する専門業者が定期点検を年 1 回実施。
- ・東公園の遊具については、委託する専門業者が安全検査を年 1 回、保守点検を年 2 回実施。

### ③選定理由

津島市内の全都市公園 (N=12 公園) を選定した。

年 度	内 容
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園台帳の整理</li> <li>・予備調査の実施</li> <li>・遊具、一般施設、建築物等の健全度調査の実施および健全度・緊急度判定の実施</li> <li>・公園施設長寿命化計画の策定</li> </ul>

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は平成 28 年 9 月から平成 28 年 12 月の期間に実施した。

### ① 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具を除く 2,439 施設のうち予防保全型管理の候補とした 199 施設について実施した。

- a. 一般施設 (163) A 判定:55 施設、B 判定:62 施設、C 判定:43 施設、D 判定: 3 施設
- c. 土木構造物 (7) A 判定: 5 施設、B 判定: 2 施設、C 判定: 0 施設、D 判定: 0 施設
- d. 建築物 (11) A 判定: 1 施設、B 判定: 9 施設、C 判定: 1 施設、D 判定: 0 施設
- e. 設備施設 (18) A 判定: 0 施設、B 判定:15 施設、C 判定: 3 施設、D 判定: 0 施設

### ②遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

遊具に関しては、健全度調査にて劣化判定 D が出た施設を使用禁止にすることで、対応をしている。

- b. 遊具等 (67) A 判定: 1 施設、B 判定:49 施設、C 判定:16 施設、D 判定: 1 施設

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理者（東公園）及び津島市シルバー人材センター会員（東公園以外の 11 公園）により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、指定管理者及び津島市シルバー人材センターに委託し、実施する。

### a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・日常点検の際、安全面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、対象施設の健全度調査を実施し、設備の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

### b. 遊具等

- ・日常点検及び年 1 回以上実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・安全利用面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もし

くは更新を位置づけた上で措置を行う。

**e. その他設備等**

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

**7. 公園施設の長寿命化のための基本方針**

**①予防保全型に類型した施設**

**a. 一般施設等、c. 土木構造物**

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後保全・予防保全の類型は、公園施設ごとの管理類型の例などを参考にして確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

**b. 遊具等、e. その他設備等**

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

**d. 建築物等**

- ・100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。また、津島市で定める公共施設等総合管理計画などの更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

**②事後保全型に類型した施設**

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ユニバーサルデザインに対応していない施設が多いことから、施設更新時には、ユニバーサルデザインに対応した施設とする。

**8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等**

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式2「都市公園別」）による















































